

# 丹波篠山市立中学校部活動ガイドライン

## (案)

### ～丹波篠山市立中学校部活動ガイドライン策定の趣旨～

中学校の部活動は、学校教育の一環としておこなわれ、スポーツや文化・科学など生徒がそれぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も大切な活動の一つとして、大きな意義がある。

しかし一方で、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個別性を軽視した運営、少子化による部員数や顧問数の減少、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大などが問題になっており、持続可能な部活動の在り方が問われている。

そこで、本市では、スポーツ庁及び県のガイドライン（平成30年9月）に則り、望ましい部活動（運動部・文化部）のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、それを実現させるための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「丹波篠山市立中学校部活動ガイドライン」を策定した。

部活動は、「一人一人が光り輝き、生きがいをめざす」という本市の教育理念のもと、知・徳・体のバランスのとれた人間形成に資するものであるとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質や能力の育成を目指すものである。

本ガイドラインが、運動部・文化部の活動に関わるすべての教職員、指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体で広く共有され、十分に理解を得たうえで、持続可能な魅力ある部活動が運営されることを目指す。

顧問とは、顧問の教員、部活動指導員をいう（以下、「顧問」という）。

## 1 部活動の意義

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味・関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりするなかで、社会性や人

間性を育むという人間形成に資するものである。また、生徒が、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を育むことができる。

## 2 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領（平成29年3月）の総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と明示されている。

従って、各学校においては、生徒の自主性を尊重しつつ、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えられるように取り組むことが重要である。

丹波篠山市では、学習指導要領（平成29年3月）の趣旨を踏まえ、本市の掲げる教育理念や学校の教育目標に則った運営・指導を通して、教育効果を高める教育活動として実施する。

## 3 持続可能な運営のための体制整備

### （1）各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者への周知や学校のホームページ等への掲載により公表するとともに、その運用を図る。

### （2）活動計画及び実績報告

顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。その際、顧問は、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動計画等を設定すること。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などは、事前に生徒及び保護者に伝えるようにする。

### （3）部活動指導員の積極的な活用

生徒が希望する部活動の機会が損なわれないよう、また、安全で充実した指導が受けられるように、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、

体罰の禁止、服務の遵守等に関する研修を実施する。

顧問の教員と部活動指導員は、細かな情報共有や連絡・相談を行い、連携を図る。

部活動指導員を活用するときは、「丹波篠山市中学校部活動指導員（会計年度任用職員）配置事業実施要項」（別紙1）に則り運用を図る。

#### （４）顧問の配置

校長は、生徒数や教員数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、複数の顧問を配置する。

#### （５）学校運営協議会との連携

部活動は、学校や生徒のみならず、保護者や地域住民からの関心も高く、学校のあり方そのものに大きな影響を与えるものであるから、部活動の諸課題については、積極的に学校運営協議会と協議をし、地域との連携を図る。

### ４ 指導の充実

#### （１）生徒を伸ばす指導

##### ア 生徒の自主性・個性・対話を重視した指導

個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を実施する。

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割などを自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援すること。生徒の意思を尊重し、生徒の活動について理解することが大切である。

#### 〔指導方法の基本〕

- ① 説明（言葉で教示）
- ② 手本（動きを観察させてイメージ化）
- ③ 試行（繰り返して練習）
- ④ 評価（「もう少しこうすればさらに良くなる」（肯定的評価））

#### 〔求められている指導〕

##### ☆ 生徒の自主性、個性を尊重した指導

- スポーツや活動の楽しさを実感させる
- 仲間との交流を充実させる
- わかる喜びを体験させる（新しい発見）
- できる喜びを体験させる（成就感）

##### ☆ 対話を重視した指導

- ポイント（動きのコツ）を的確に言葉で教える
- 激励、賞賛を欠かさない

### イ スポーツ医・科学等の見地からの指導

顧問は、以下のことを理解し、競技種目の特性や活動内容等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図る。

- ① トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力、技能の向上につながらないこと
- ③ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させること

### ウ 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性をもつ生徒がおり、注意ばかり受けて辛い思いをすることもある。生徒の困難さに着目した組織的にきめ細やかな指導を行うことが大切である。

### エ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰、暴言、ハラスメントは、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者が持つことが必要である。

## (2) ゆとりある生活の確保

勝利至上主義的な考えから「休養日」もほとんどなく長時間にわたる活動を生徒達に強制することは、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点からも改善を図る必要がある。「休業日」は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも「休養日」とすることが望まれる。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週5日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とならないようにするなど、配慮が必要である。活動時間においては、以下を基準とする。

<ノ一部活デーの取組>

- 週当たり2日以上の休養日を設定する  
(平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上設定する)
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
  - ・本市では、生徒たちに部活動以外の多様な活動にふれる時間を確保するため、原則平日の木曜日を「家庭学習の日」とし、休養日とする。  
ただし、中体連主催の公式戦等(総体・新人大会等)及び、公式戦直前の練習等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断の下、活動日を設定することができる。その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする
  - ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業中にはある程度まとまった休養期間(オフシーズン)を設定すること。
- 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭への過度の負担がかかることのないよう配慮する。
- 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し
  - ・学校単位で参加する大会・コンクールや合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮するとともに、生徒や顧問の負担とならないことを考慮し、精査の上、参加することとする。

(3) 安全指導

けがや事故を防ぐためには、生徒一人1人に安全に関する知識や技能を身につけさせ、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れるようにすることが大切である。特に、定期考査や学校行事(体育的活動等)、長期オフシーズンの直後は、熱中症をはじめ事故発生の危険性が高まることから、個々の体調に十分配慮し、無理のない練習内容とすることが重要である。

## ア 生徒の健康管理

顧問は、練習の事前事後の健康観察や練習中も動きや顔色などにより健康状態を把握し、無理のない活動となるよう状況に応じて柔軟に対応すること。

## イ 熱中症への対策

練習前及び活動季節や時間帯に (図) よっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会) に示される環境条件の評価(右図)を参考に、運動の可否を判断すること。

また、顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、近年の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示すること。

熱中症予防運動指針		
WBGT	湿球温度	乾球温度
31	27	35
▲	▲	▲
▼	▼	▼
28	24	31
▲	▲	▲
▼	▼	▼
25	21	28
▲	▲	▲
▼	▼	▼
21	18	24
▲	▲	▲
▼	▼	▼

<b>運動は原則中止</b>	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
<b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
<b>警戒</b> (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
<b>注意</b> (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

### 【熱中症予防のための指導のポイント】

- (ア) 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避けましょう。
- (イ) 屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- (ウ) 屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分・塩分補給も忘れずにしましょう。
- (エ) 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意しましょう。
- (オ) 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに必要な措置をとりましょう。
- (カ) 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターより抜粋)

### ウ 安全点検及び安全管理の徹底

予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全点検を徹底すること。特に新入生については、経験が少なく器具などの扱いや活動内容についても不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行うこと。

また、重大な事故に繋がる恐れがある場合は競技特性や活動内容を十分に考慮し、事故防止に向けた安全管理を徹底すること。

### エ 校外での活動

練習試合や大会・コンクールへの参加など、校外で活動する場合は、実施日や活動場所、引率方法など、事前に校長の承認を得るものとする。

対外試合等による校外への移動については、公共交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用することを原則とし、顧問が引率する。

### オ 重大事故発生時の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアルを職員室や体育館などの顧問がすぐに確認できる場所に掲示すること。また、心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、全ての教職員が熟知し、特に、顧問については、確実に実践すること。

## 5 開かれた部活動～適切な運営のための体制整備～

### (1) 学校のサポート体制

部活動は、学校教育の一環として、顧問に任せきりにならないよう、学校組織全体での運営や指導の目標・方針の作成が必要である。また、顧問間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法など、情報共有を図ることも必要である。

### (2) 「学校」「家庭」「地域」の連携

「より高い水準の技能や記録に挑みたい」、「自分のペースでスポーツを楽しみたい」、「様々な種目や文化部活動にも挑戦したい」など、生徒の多様なニーズを把握し、①活動内容や実施形態の工夫、②複数校による合同実施、③地域のスポーツ指導者の活用、④スポーツ協会等の地域のスポーツ関係団体との交流などを図り、学校・家庭・地域が連携することが必要である。

### <運動部活動の活性化を図る取組>

#### 【運動部顧問や教職員が複数で見守る体制の整備】

- ① 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。
- ② 校長は、適正な数の運動部を設置し、活動内容の把握に努め、適宜、指導・是正を行うとともに、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができるので、できるだけ部活動にかかわりましょう。運動部顧問（部活動指導員）、担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守りましょう。

#### 【各運動部顧問の情報交換】

経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会を活用しましょう。

（兵庫県教育委員会 いきいき運動部活動より抜粋）

### <部活動を支える3本柱>

<p><b>学校</b></p>	<p>① 適切な活動方針及び計画の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は毎年度、活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。</li> <li>・顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。</li> </ul> <p>② 生徒の自主性や、練習の質を高める工夫と実践</p> <p>③ 「ノー部活デー」の設定と休養日の確保</p> <p>生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画の作成や、目指すチームの目標を生徒に示しましょう。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮しましょう。</p>
<p><b>家庭</b></p>	<p>① 運営に対する理解と協力</p> <p>② 顧問と保護者のコミュニケーションの場への参加</p> <p>③ バランスのとれた食事</p> <p>④ 十分な睡眠と休養</p> <p>生徒の生活の基本は家庭です。保護者との意思の疎通を大切に、話し合う場を設けるなど、信頼関係を深めましょう。</p>
<p><b>地域</b></p>	<p>① 運営に対する理解と協力</p> <p>② 外部指導者として協力</p> <p>外部指導者をお願いする時には、学校や部活動の方針や実態をていねいに説明し理解を求めましょう。</p>



## 6 持続可能な部活動にむけて

市内の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツや文化を実現できる資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、今後、部活動の在り方に関して、関係者が役割分担のもと、抜本的な改革に取り組む必要がある。併せて、今後の少子化のさらなる進展を踏まえると、学校の部活動については、学校単位での活動から一定規模の地域単位もしくは、市全体での活動も視野に入れながら体制を構築する必要がある。

### (1) 部活指導員の積極的な任用

生徒が希望する部活動の機会が損なわれないよう、また、安全で充実した指導が受けられるように、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を実施する。

### (2) 合同部活動の推進

少子化に伴い、単一の学校では部活動を設けることができない競技がある場合は、生徒の活動の機会が損なわれないよう、複数校で実施するなど、合同部活動等の取組みを推進する。

### (3) 部の結成と継続、廃止

部の結成と継続、廃止に当たっては、生徒、保護者、地域住民の意向を配慮することとし、また、学校運営協議会において協議する。

### (4) 安全で効果的な部活動の実施に向けた研修会の実施

命に係る重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、専門医を講師に招聘し、研修会を実施する。

体育学やスポーツ医科学、また文化的分野から、専門の講師等を招聘し、生徒・顧問教員・部活動指導員、保護者等を対象に、スポーツや文化を安全に楽しむための基礎知識やコーディネーショントレーニング、コミュニケーション、栄養学などを習得し、指導者の育成を目的とした研修会を実施する。

(別紙1)

令和2年度丹波篠山市中学校部活動指導員配置事業 実施要項

丹波篠山市教育委員会

(趣旨)

第1条 生徒が希望する部活動の機会が損なわれないよう、また、安全で充実した指導が受けられるように、部活動指導員（以下、「指導員」という）を積極的に任用し、学校に配置する。任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を実施する。

顧問の教員と部活動指導員は、細かな情報共有や連絡・相談を行い、連携を図る。

(任命)

第2条 専門的な知識と技能を有し、部活動が学校教育の一環としてなされることを理解し、スポーツ、音楽、美術等における活動の楽しさを指導できる者を指導員とする。任命は、次の項目を満たす者のうちから教育委員会が行う。

- (1) 部活動指導等の経験を有し、または、競技等における専門的指導のできる者
- (2) 教育現場にふさわしい人格と見識をもっている者

(任用形態)

第3条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(事業内容)

第4条 指導員は、「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、校長の命を受けて顧問の教員等と連携を図りながら次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全予防に関する知識、技能の指導
- (3) 用具、施設の点検管理
- (4) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間、月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) その他、部活動指導に関し、校長又は教育委員会が必要と認める事項

(配置人数)

第5条 学校の実情に応じて適正な人数を配置する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和2年10月1日から施行する。

(別紙2)

## 「丹波篠山市における部活動の設置基準（案）」

丹波篠山市教育委員会

## 1 部活指導員の積極的な任用

生徒が希望する部活動の機会が損なわれないよう、また、安全で充実した指導が受けられるように、部活動指導員を積極的に任用する。

## 2 部活動の結成

部活動の結成は、入部を希望する生徒の状況と、今後入部が見込まれる生徒数の見通し、顧問（顧問の教員と部活指導員をいう。以下「顧問」という。）の指導体制などを総合的に考慮し、決定する。

## 3 基準部員数

その年度の新入生の募集を行った結果、部員総数が下表の基準部員数に達せず、総合体育大会に2年連続で出場できないときは、次に定める第4項、第5項、第7項に掲げる事項の配慮を行ったうえ、継続できない、あるいは継続すべきでないと判断されるときは、部を廃止する。

【表】

(単位：人)

部活名	基準部員数	部活名	基準部員数
サッカー部	6	野球部	5
女子バレーボール部	6	男子バレーボール部	6
女子卓球部	6	男子卓球部	6
女子バスケットボール部	5	男子バスケットボール部	5
女子ソフトテニス部	6	男子ソフトテニス部	6
女子剣道部	5	男子剣道部	5
女子陸上競技部	5	男子陸上競技部	5
女子ソフトボール部	5		

※サッカー部、野球部、ソフトボール部については、他校との合同チームを視野に、大会出場人数より減じた部員数としている。

## 4 運動部の継続

(1) 男子と女子が合同で練習が可能なきときは、合同の部活動としての体制づくりなど、柔軟に対応する。

(2) 個人種目のある競技であるときは、当面の間、個人種目のみの大会出場をめざすのか、今後の入部を希望する生徒の見通しなど斟酌して柔軟に対応する。

## 5 複数校合同チームの結成

個人種目のないバスケットボール、サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトボールの種目にあっては、第3項の基準部員数によることなく、兵庫県中学校体育連盟の規定に沿って、他校との合同チームの結成を検討する。

<複数校合同チームによる大会参加規定（兵庫県中学校体育連盟）>

- 1 趣旨 参加を承認する精神はあくまでも少人数の運動部による単独でチーム編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。
- 2 条件 複数合同チームで兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会参加する場合は、下記の条件を満たすことが必要である。
  - (1) 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。また、合同練習が計画的継続的に実施されている。
  - (2) 合同チームの各校は兵庫県中体連に加盟している。
  - (3) 合同チームとしての大会参加が、当該地区中体連に承認されている。
  - (4) 個人種目のない以下の競技種目（6種目）に限る。  
バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、  
軟式野球（9）、ソフトボール（6）
  - (5) 合同チームは、同一市郡町内で（ ）内の人数未満の学校間同士で編成することを基本とする。ただし、（ ）内の人数未満の学校が2校ない場合は、（ ）内の人数以上の学校との編成を認める。同一市郡町内チームを編成できないなど、特別な事情がある場合は、県専門部を通じて理事会の承認を得ること。
  - (6) 合同チーム名は、校名連記とする。
  - (7) 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
  - (8) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし監督は1名とする。

## 6 文化部の継続

文化部の活動については、活動できる部員数、生徒・保護者の希望等を十分に検討し、部活動の設置について判断する。

## 7 学校運営協議会との連携

部活動は、学校や生徒のみならず、保護者や地域住民からの関心も高く、学校のあり方そのものに大きな影響を与えるものであるから、部活動の諸課題については、学校運営協議会と協議をし、地域との連携を図る。

## 8 部を廃止する場合

部を廃止するときは、当該部活動に所属している生徒は、卒業までその部での活動を行うことができるが、本人の意志により転部または退部することも認める。